

# 花園大学 公的研究費等の不正防止対策の基本方針

平成 27 年 10 月

花園大学（以下本学）において、機関管理を行う科学研究費助成事業をはじめとする学外公的研究費事業を遂行するにあたり、不正使用を防止するため、「花園大学研究倫理基準」第 3 条第 1 項の規定に基づき、不正防止計画を策定します。

本学は、不正防止計画に則った研究費等の不正使用防止に資する各種具体的な対策を実施することで、研究費等の適正な使用の推進に努めます。

## 1 不正発生要因の把握

本学では、研究費等の不正使用に対して、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び当該ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を踏まえ、研究倫理委員会が中心となり、不正発生要因を把握する体制を構築します。

## 2 研究費等の不正使用防止に資する対策

研究者及び事務局双方が共通の認識を持ち、全学的に統一したルールにて公的研究費執行を取り扱います。このルールとして、「科学研究費助成事業の事務取扱要領」を制定すると同時に、当該要領では届かない細部の取扱いについても周知するため、当該要領をさらに分かりやすく解説したハンドブックを作成し、全学的に周知します。

## 3 モニタリング活動

小規模研究機関である特長を最大限に活かし、現段階では取扱い件数も限られていることから、研究費等の執行状況については事務局が常時把握すると同時に、不正発生要因を注視します。ここで得られた情報を研究倫理委員会で検証し、不正使用防止に資する改善案を提案する体制を整備します。

また、研究者及び事務局は対等の立場であることを認識の上、対話を重視し、日々の業務において、双方がチェック機能を果たす体制を構築します。

また、定期的に不正防止計画の実施状況に対して、効果的な内部監査を実施します。

## 4 研究倫理教育の実施

本学において公的研究費等の研究事業に従事する研究者（花園大学研究倫理基準第 2 条第 1 項）及び事務職員に対して、研究倫理教育を実施します。

## 5 研究成果物の保管

研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の記録物、研究成果物及び関係書類一式を一定期間保管し、必要に応じ開示できるよう定め、研究活動に係る証拠書類の適切な保管に努めます。

## 6 不正防止計画の見直し

本不正防止計画は、最高管理責任者及び研究倫理委員会が定期的に点検、評価し、より効果的な研究費等の不正防止活動の実施に向けて見直しを行います。